

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の運用について

裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成29年最高裁判所規則第1号。以下「規則」という。）の運用について、下記のとおり定める。

記

- 1 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給については、別紙により取り扱う。
- 2 裁判官に対する報酬以外の給与の支給については、この決定に定めるもののほか、最高裁判所事務総長が定める。
- 3 この決定は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎

(別紙)

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給について

- 1 規則第12条第1項前段及び第15条第1項前段の最高裁判所が定める日は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職員」という。）の例による。
- 2 規則第12条第1項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者
 - ア 裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号。以下「裁判官育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官の育児休業に関する規則（平成4年最高裁判所規則第2号。以下「裁判官育児休業規則」という。）第12条第1項に規定する裁判官以外の裁判官
 - イ 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第91号）第2条第2項に規定する配偶者同行休業をしている裁判官
 - (2) 人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）第2条第2号及び第3号に掲げる者に相当する者
- 3 期末手当及び勤勉手当の不支給及び一時差止処分に係る報告については、一般職員の例による。
- 4 規則第15条第1項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者
 - ア 裁判官育児休業法第2条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官育児休業規則第12条第2項に規定する裁判官以外の裁判官
 - イ 2の(1)のイに掲げる裁判官
 - (2) 2の(2)に掲げる者

5 規則第15条第2項の最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合は、次に定める期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

(1) 期間率は、一般職員の例により算出する。

なお、司法修習生であった期間は、期間率算出の基礎となる勤務期間に算入しない。

(2) 成績率は、高等裁判所長官が定める。ただし、最高裁判所に勤務する裁判官については、最高裁判所事務総長が定める。

(3) (2)の定めにより成績率を定めるに当たっては、(4)及び(5)の場合を除き、次に掲げる裁判官の区分ごとに、一般職員の例により算出した勤勉手当の支給額の総額を、当該区分内の各裁判官についての規則第15条第3項に定める勤勉手当基礎額にその者の期間率を乗じて得た額の総額で除することにより別に定める標準成績率により定める。

ア 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号。以下「報酬法」という。）別表判事補の項5号から12号までの報酬月額を報酬を受け判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項10号から17号までの報酬月額の報酬を受け簡易裁判所判事

イ 報酬法別表判事補の項1号から4号までの報酬月額を報酬を受け判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項5号から9号までの報酬月額の報酬を受け簡易裁判所判事

ウ 判事及び報酬法第15条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項1号から4号までの報酬月額の報酬を受け簡易裁判所判事

(4) 裁判官について、基準日以前6箇月以内に裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条の懲戒の裁判が確定した場合の成績率は、別表に掲げる裁判官の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる割合に定めるものとする。

(5) 基準日現在において、裁判官が裁判官弾劾法（昭和22年法律第137号）による訴追を受け、又は訴追の請求をされている場合の成績率については別に

定める。

- (6) 高等裁判所長官は、成績率を定めた後、その成績率を速やかに基準日現在において裁判官の補せられている裁判所（本官本務によるものとし、簡易裁判所判事については、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。）に通知する。
- 6 成績率を定めるに当たっては、別紙様式により勤勉手当決定調書を作成する。

(別表)

区 分		割 合
5の(3)のアに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた裁判官	100分の49.5
	戒告の裁判を受けた裁判官	100分の60
5の(3)のイに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた裁判官	100分の53
	戒告の裁判を受けた裁判官	100分の75
5の(3)のウに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた裁判官	100分の42
	戒告の裁判を受けた裁判官	100分の62

